

ALL JA コンテスト規約新旧対照表

改正案							現 行							
1. 開催日時							1. 開催日時							
2. 参加資格							2. 参加資格							
3. 使用周波数帯							3. 使用周波数帯							
4. 参加部門および種目							4. 参加部門および種目							
部門	種 目		コードナンバー				部門	種 目		コードナンバー				
				H (注10)	M (注10)	P (注10)					H (注2)	M (注2)	L (注2)	
電話 (注1)	シングルオペ (注3)	オールバンド(注4)	<u>P A</u>				(注1)	マルチバンド 3.5MHzバンド 7MHzバンド 14MHzバンド 21MHzバンド 28MHzバンド 50MHzバンド ニューカマー(注4,9)	<u>F M H</u>	<u>F M M</u>	<u>F M L</u>			
		3.5MHzバンド	<u>P 35</u>						<u>F 35 H</u>	<u>F 35 M</u>	<u>F 35 L</u>			
		7MHzバンド	<u>P 7</u>					<u>F 7 H</u>	<u>F 7 M</u>	<u>F 7 L</u>				
		21MHzバンド	<u>P 21</u>					<u>F 14 H</u>	<u>F 14 M</u>	<u>F 14 L</u>				
		28MHzバンド	<u>P 28</u>					<u>F 21 H</u>	<u>F 21 M</u>	<u>F 21 L</u>				
		50MHzバンド	<u>P 50</u>					<u>F 28 H</u>	<u>F 28 M</u>	<u>F 28 L</u>				
		ニューカマー(注5,9)	<u>P N</u>					<u>F 50 H</u>	<u>F 50 M</u>	<u>F 50 L</u>				
	マルチオペ	オールバンド(注4)	<u>P M A</u>				(注3)	ニューカマー(注4,9)	<u>F N</u>					
								シルバー(注5,9)	<u>F S</u>					
								Q R P (注6,9)	<u>F P</u>					
								S W L (注9)	<u>F S W L</u>					
電信	シングルオペ (注3)	オールバンド		<u>C A H</u>	<u>C A M</u>	<u>C A P</u>		マルチオペ 2波 (注7,9) ジュニア (注8,9)	<u>F M M H</u>	<u>F M M M</u>	<u>F M M L</u>			
		3.5MHzバンド		<u>C 35 H</u>	<u>C 35 M</u>	<u>C 35 P</u>			<u>F M 2</u>					
		7MHzバンド		<u>C 7 H</u>	<u>C 7 M</u>	<u>C 7 P</u>		<u>F M J</u>						
		14MHzバンド		<u>C 14 H</u>	<u>C 14 M</u>	<u>C 14 P</u>								
		21MHzバンド		<u>C 21 H</u>	<u>C 21 M</u>	<u>C 21 P</u>								
		28MHzバンド		<u>C 28 H</u>	<u>C 28 M</u>	<u>C 28 P</u>								
		50MHzバンド		<u>C 50 H</u>	<u>C 50 M</u>	<u>C 50 P</u>								
		シルバー (注6,9)	<u>C S</u>											
	マルチオペ	オールバンド 2波(注7,9)	<u>C M 2</u>	<u>C M A H</u>	<u>C M A M</u>									
電信 電話 (注2)	シングルオペ (注3)	オールバンド		<u>X A H</u>	<u>X A M</u>	<u>X A P</u>		マルチオペ 2波 (注7,9)	<u>C M M H</u>	<u>C M M M</u>	<u>C M M L</u>			
		3.5MHzバンド		<u>X 35 H</u>	<u>X 35 M</u>	<u>X 35 P</u>			<u>C M 2</u>					
		7MHzバンド		<u>X 7 H</u>	<u>X 7 M</u>	<u>X 7 P</u>								
		14MHzバンド		<u>X 14 H</u>	<u>X 14 M</u>	<u>X 14 P</u>								
		21MHzバンド		<u>X 21 H</u>	<u>X 21 M</u>	<u>X 21 P</u>								
		28MHzバンド		<u>X 28 H</u>	<u>X 28 M</u>	<u>X 28 P</u>								

	50MHzバンド シルバー(注6,9) SWL (注9)	<u>X S</u> <u>X S W L</u>	<u>X 50 H</u>	<u>X 50 M</u>	<u>X 50 P</u>
マルチオペ	オールバンド 2波 (注7,9) ジュニア (注8,9)	<u>X M 2</u> <u>X M J</u>	<u>X M A H</u>	<u>X M A M</u>	

	ペ	ジュニア (注8,9)	<u>C M J</u>				
--	---	-------------	--------------	--	--	--	--

- (注1) 電話部門のすべての種目は、空中線電力10W以下(50MHzバンドでは20W以下)とする。
- (注2) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」によるものとする。
- (注3) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとし、それ以外はマルチオペとする。
- (注4) 電話部門オールバンド種目は、14MHzバンドによる運用は除く。
- (注5) ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。
- (注6) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注7) 2波は、いかなる場合も同時に送信できるのは2波(異なる2バンド)以下とし、2波それぞれに「10分間ルール」を適用する。
「10分間ルール」とは、バンドを変更したときは受信時間を含めて少なくとも10分間そのバンドにとどまらなければならない、というルール。
- (注8) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注9) ニューカマー、シルバー、およびジュニアは使用するバンド数に関係なくオールバンドにエントリーしたものとみなす。SWLおよび2波は、使用するバンドに制限はない。
- (注10) コードナンバーのH、M、Pは、それぞれ空中線電力「100W超」、「5W超100W以下」、「5W以下」の電力区分を表す。

- (注1) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」の交信によるものとする。
- (注2) コードナンバーのH、M、Lは、それぞれ空中線電力「1kW以下」、「200W以下」、「10W(50MHz帯は20W)以下」の電力区分を表す。
- (注3) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとする。
- (注4) ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。
- (注5) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注6) QRPは、空中線電力5W以下とし、任意の2バンド以下を選択することとする。
- (注7) 2波は、いかなる場合も同時に送信できるのは2波(異なる2バンド)以下とし、2波それぞれに「10分間ルール」を適用する。
「10分間ルール」とは、バンドを変更したときは受信時間を含めて少なくとも10分間そのバンドにとどまらなければならない、というルール。
- (注8) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注9) ニューカマー、シルバー、QRP、SWL、2波、およびジュニアは、マルチバンドまたはシングルバンドの区別はしないものとする。

5. 交信方法

(1)呼び出し - 略 -

(2)コンテストナンバー交換
次のナンバーを交換する。

RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の都府県支庁ナンバー
空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)

- (例1) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都「10」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「5910L」とする。
- (例2) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が北海道札幌市「106」、空中線電力が「100W」の電信によるコンテストナンバーは、「599106M」とする。

5. 交信方法

(1)呼び出し - 略 -

(2)コンテストナンバー交換
次のナンバーを交換する。

RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の都府県支庁ナンバー
空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)

- (例1) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都「10」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「5910L」とする。
- (例2) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が北海道札幌市「106」、空中線電力が「100W」の電信によるコンテストナンバーは、「599106M」とする。

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。
 100W超：H
 10W(20W)を超え100W以下：M
 5Wを超え10W(20W)以下：L
 5W以下：P
 ()内は50MHzバンドのとき

最大空中線電力と種目コードの関係

空中線電力の表記	種目コード
H	-----H
M	-----M
L	-----L
P	-----P

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。
 201W以上：H
 10W(20W)を超え200W以下：M
 5Wを超え10W(20W)以下：L
 5W以下：P ()内は50MHzバンドのとき

6. 交信上の禁止事項

7. 得点およびマルチプライヤー

8. 総得点の計算方法

(1) オールバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕

(2) シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

(1) 各種目の書類提出局には、その局数の10%以内でかつ最大7位までの順位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、シングルオペ50MHzバンド種目については、コールエリアの提出局数とする。なお、出力別に分かれている種目では、最初に種目コードH・M・P全体を通じての局数に応じて、次にM・P全体を通じての局数に応じて、最後にPだけの局数に応じて、それぞれ入賞者を選出する。重複した場合はその旨を賞状に併記することとする。

(2) シングルオペ50MHzバンド種目を除く各種目上位25%以内にあるコールエリア第1位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。

(3) シングルオペ50MHzバンド種目については、全国第1～3位のJARL会員局に賞状を贈る。

(4) 書類提出したJARL会員局に参加証や副賞等を贈ることができる。

11. 失格事項等

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(SWLを除くシングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13. 結果発表

6. 交信上の禁止事項

7. 得点およびマルチプライヤー

8. 総得点の計算方法

(1) マルチバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕

(2) シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

(1) 各種目の書類提出局には、その局数に応じて、次の順位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、シングルオペ50MHzバンドおよびニューカマー種目については、コールエリアの提出局数とする。

30局以下の場合	1位
31局以上の場合	3位まで

(2) シングルオペ50MHzバンドおよびニューカマーの種目を除く各種目上位50%以内にあるコールエリア第1位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。

(3) 書類提出したJARL会員局に参加証を贈ることができる。

11. 失格事項等

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(シングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13. 結果発表